



講演会 日本国憲法と教育基本法開かれる

九月二十三日、ロゼ・シアターで「戦争のない平和な国づくり」に貢献した：日本国憲法と教育基本法」の講演会が開かれました。講師は近年、沼津東高校を退職された石田義明先生。普段憲法や教育基本法などについてあまりふれることのない人にも、穏やかな口調でわかりやすく説明していただきました。今日の講演会のために、十枚を超える資料を用意され、この問題に対する並々ならぬ熱意と情熱をそこからもうかがえました。

六月の通常国会では共謀罪・国民投票法案そして教育基本法改定案が継続審議となりました。安倍晋三新総理は、教育基本法改定に対して非常に積極的発言をされており、この臨時国会の大きな焦点になつてくるでしょう。安倍氏



などは、今の子どもたちや学校の問題を是正するためには教育基本法の改定が必要であると主張しています。それに對して、石田さんはそれらの問題と基本法を結びつけているのは間違いであり、教育



をめぐるとさまざまな問題は教育基本法の精神を充分生かし切れないところにあると指摘しました。

憲法との関係で削除される項目では、①憲法の理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。②平和を希求する人間の育成を期する。などがあります。現行教育基本法では、個人のために国家があるという立場に立っています。改定案は個人より国家を優先し、戦争などあったときには、率先して参加する人づくりを目指していると強調しました。

最後に、今のさまざまな教育問題の解決策について次のように述べました。①日本の過度の競争的なシステムが子どもたちに強いストレスを与えているので、改善することが必要です。②世界一の学力となったフィンランドでは、日本の教育基本法を参考にし、競争主義を一掃し、少人数学級や教育の平等などが重視されています。

これらを踏まえ、私たちが学校・地域・家庭でよりよい教育環境を実現するために協力しあっていくことが何より大事であると締めくくりました。 [伊藤]

【講演会カンパ：一万八百元】

各会のイベント予定など

年金九条の会(鷹岡・富士宮合同)

10/24 憲法学習会…鷹岡公民館で午後1時より

ぬまづ憲法9条の会

11/23 一周年記念「憲法シンポジウム」/伊藤恭彦(静大教授)、李文子(有事法制に反対する在日朝鮮ネットワーク)、片岡伸行(週刊金曜日副編集長)…沼津労政会館3階ホールで午後1時半

鷹岡9条の会準備会

10/21準備会…鷹岡市民プラザで午後1時半より

「憲法・教育基本法の改悪をゆるさない

10.9 県民のつどい」実行委員会

10/9 「憲法・教育基本法の改悪をゆるさない
10.9 県民のつどい」/金森俊朗(小学校教師)
…グランシップ中ホールで午後1時半より

静岡県弁護士会沼津支部

10/24 憲法問題シンポジウム「憲法改正は本当に必要か?!」/宮田逸江、西ヶ谷知成(弁護士)、橋田幸子(ジャーナリスト)…沼津市民文化センター小ホールで午後6時半より

平和憲法を守るための《映画作り》に参加しませんか

映画 日本の青空

憲法学者・鈴木安蔵(1904~83)

監督は「GAMA-月桃の花」の 大澤豊氏!



【ストーリー】 雑誌編集部勤める沙也可(22)は、特集企画の「日本国憲法誕生の原点を問う」で、名も知らぬ鈴木安蔵の取材を進めることになる。-戦後まもなく、安蔵を中心とした民間人による「憲法研究会」が作成した憲法草案が、実は GHQ 案のお手本になっていたという事実-安蔵の娘への取材に成功した沙也可は、託された安蔵の当時の日記を手がかりに、日本国憲法誕生を巡る真実のドラマを明らかにしていく…。

製作協力券(一枚1000円)。映画完成後、製作協力券は全国どこの上映会でも鑑賞できます。期日は11月末。申し込み・問合せは、富士・九条の会(富士市民劇場内 Tel.63-9201 井上)へ。

「私の戦争体験を語る」

話し手：橋口傑さん、
望月寅雄さん、佐藤清さん
11月22日(水)午後6時30分
ラ・ホール富士
入場無料

9月25日現在
呼びかけ人 304名
賛同者 計 732名

□10.3 世話人会
□11.22 「私の戦争体験を語る」

今後の予定

二十三日、講演会「日本国憲法と教育基本法」▽映画「私の青空」製作応援呼びかけ▽ニュース発行、ホームページ更新、缶バツジ販売、事務局会議ほか。



9月の活動報告

「九条の会」全国交流集会(6・10)報告集
◆収録内容 ▽06年9月20日「全国交流集会」の記録 ▽全体会よびかけ人あいさつ(三木睦子、鶴見俊輔、澤地久枝、加藤周一、小田実、大江健三郎、新潟・阿賀野/千葉・小金原/沖縄・大学入/大阪・夕陽丘高校/神奈川・横須賀の各分会分會会) ▽分會会司會者のまとめ、各人の発言要旨 ▽「九条の会」からの訴え、各地、各分野の会の結成状況
◆体裁 B5判 一六頁
◆定価 一〇〇〇円
※ビデオ・DVDもあります。

現行教育基本法と「教育基本法改正案」の比較 No. 2

前号では、前文、第1条、第2条をとりあげました。現教育基本法は11条、改正案は18条からなっています。今回はその中から、教育の機会均等・学校教育・教員・家庭教育・教育行政などを比較してみました。

現行基本法	「改正」案
<p>(教育の機会均等) 第3条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。</p>	<p>(教育の機会均等) 第四条 (1) すべて国民は、等しく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されないこと。 (2) 国および地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないこと。 (3) 国および地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならないこと。</p>
<p>(学校教育) 第6条 法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。 2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。</p>	<p>(学校教育) 第六条 (1) 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体および法律に定める法人のみが、これを設置することができること。 (2) 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならないこと。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならないこと。</p>
<p>関連：第6条</p>	<p>(教員) 第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないこと。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならないこと。</p>
	<p>(家庭教育) 第十条 (1) 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。 (2) 国および地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会および情報の提供その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないこと。</p>
<p>(教育行政) 第10条 2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。</p>	<p>(教育振興基本計画) 第十七条 (1) 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針および講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。 (2) 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、当該地方公共団体の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこと。</p>